

## 静岡県人事委員会訓令第4号

静岡県人事委員会事務決裁規程（昭和51年静岡県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

改正前	改正後
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24)～(60)</u> (略)</p> <p>(専決事項の報告)</p> <p><b>第5条</b> 専決者は、専決した場合において、第3条<u>第60号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p><b>第3条</b> 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決するものとする。</p> <p>(1)～(23) (略)</p> <p><u>(24) 通勤手当の運用について（通知）規則第5条</u> <u>関係第2項第3号の規定による勤務公署の承認</u></p> <p><u>(25)～(61)</u> (略)</p> <p>(専決事項の報告)</p> <p><b>第5条</b> 専決者は、専決した場合において、第3条<u>第61号</u>に該当する事項及びその他の事項中特に必要があると認めるものについては、人事委員会に報告するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。